

## 船橋市社会教育指導員の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市社会教育指導員（以下「指導員」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 教育委員会に指導員を置く。

### (職務)

第3条 指導員は、社会教育の振興充実を図るため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 社会教育関係団体の育成及び指導に関すること。
- (2) 社会教育の特定事項に関する指導及び相談を行うこと。

### (任命)

第4条 指導員は、教育一般に関して豊かな識見を有し、かつ、社会教育に関する指導技術を有する者を教育委員会が任命する。

### (定数)

第5条 指導員は年度ごとに必要な数を定める。

### (研修)

第6条 指導員は、常にその職務を行ううえに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、任命権者が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。